

町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2 0 2 4 年) 6 月 4 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年１０月町田市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（職員） 第２９条 略 ２ 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。 （１）・（２）略 （３）満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>１５人</u>につき１人 （４）満４歳以上の児童 おおむね<u>２５人</u>につき１人 ３ 略 （職員） 第３１条 略 ２ 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 （１）・（２）略 （３）満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>１５人</u>につき１人 （４）満４歳以上の児童 おおむね<u>２５人</u>につき１人 ３ 略 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第４４条 略	（職員） 第２９条 略 ２ 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。 （１）・（２）略 （３）満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>２０人</u>につき１人 （４）満４歳以上の児童 おおむね<u>３０人</u>につき１人 ３ 略 （職員） 第３１条 略 ２ 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 （１）・（２）略 （３）満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>２０人</u>につき１人 （４）満４歳以上の児童 おおむね<u>３０人</u>につき１人 ３ 略 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第４４条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいできない。 (1) ・ (2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) ・ (2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいできない。 (1) ・ (2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) ・ (2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。